

神 奈 川 労 働 局 発 表
平 成 2 9 年 3 月 2 日

神奈川労働局 労働基準部
健康課長 広田 光彦
課長補佐 長田 廣行
電 話 045 (211) 7353
FAX 045 (211) 0048

ストレスチェックの実施状況について

～平成28年12月1日時点の実施結果報告数は2,242～

3月10日には労働災害防止団体に実施の徹底等を要請

平成27年12月1日施行の改正労働安全衛生法に基づき、50人以上の事業場においては、1年に1回、労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を実施することとされています。

この度、神奈川労働局（藤永芳樹局長）は、改正法施行から1年が経過した平成28年12月1日までに県内の事業場から提出されたストレスチェック実施結果報告の状況を取りまとめました。

ストレスチェック制度では、改正法施行から1年以内（平成28年11月末まで）に行うことが必要なのは初回のストレスチェックの実施であり、その後、本人への結果通知、高ストレス者の面接指導を経て、その結果を労働基準監督署に報告することとなります（報告の提出時期は事業場の事業年度の終了後等に設定して差し支えないとされています。）。

神奈川労働局では、3月10日に労働災害防止団体幹部の参集を求めて要請するなど、引き続き、ストレスチェックの実施の徹底と報告の励行を広く呼びかけることとしています。

○ストレスチェック実施結果報告の概要（平成28年12月1日現在。詳細は別紙参照）

・ ストレスチェック実施事業場数	2,242事業場
・ ストレスチェックを受けた労働者数	304,992人
同 実施率	79.2%
・ 面接指導を受けた労働者数	2,303人
同 実施率	0.76%

○労働災害防止団体に対する要請

- 1 日 時 平成29年3月10日（金）15:00～
- 2 場 所 横浜第二合同庁舎 共用第3会議室
- 3 参集者 （公社）神奈川労務安全衛生協会、建設業労働災害防止協会神奈川支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会神奈川支部ほか計6団体

○ストレスチェック実施結果報告状況（平成28年12月1日現在）

事業場 規 模 (人)	検査実施 事業場数	在 籍 労働者数 (A)	検査を受けた 労働者数 (B)	検 査 実施率 (B/A)	面接指導を 受けた労働者 数(C)	面接指導 実施率 (C/B)
50～99	1,167	80,696	58,357	72.3	658	1.13
100～299	827	132,373	101,723	76.8	845	0.83
300～	248	171,933	144,912	84.3	800	0.67
合 計	2,242	384,997	304,992	79.2	2,303	0.76

（※）県内の50人以上の事業場数は、平成26年経済センサスから算出したものによると、9, 968。

ストレスチェックを実施しましょう

労働安全衛生法の改正により、**労働者数50人以上の事業場**において、**年1回のストレスチェック**が義務づけられています。（平成27年12月から適用）

ストレスチェック制度の実施手順

ストレスチェック制度の目的は、

- ・労働者自身のストレスへの気づきを促すこと
- ・集団分析等を、ストレスの原因となる職場環境の改善につなげること

などにより、労働者のメンタルヘルス不調を「未然防止」することです。



ストレスチェックおよび
面接指導の実施状況の報告
※義務

**労働基準監督署に
実施結果報告書を提出**

※提出時期は、各事業場の事業年度の終了後など、事業場ごとに設定して差し支えありません。

衛生委員会の開催（実施方法など社内ルールの方針策定）

ストレスチェック（年1回）の実施

本人に結果を通知

医師の面接指導の実施

医師から意見聴取

就業上の措置の実施

集団分析
（※努力義務）

個人の結果を一定規模
のまとまりの集団ごと
に集計・分析

職場環境の改善

「うつ」などの、メンタルヘルス不調を未然防止 !!

《ストレスチェック実施までのポイント》

- ☑ 「メンタルヘルス不調の未然防止のためにストレスチェックを実施する」旨の**基本方針**を、まず事業場内に明示しましょう。
- ☑ **衛生委員会**で、ストレスチェックの実施方法について話し合いましょう。
- ☑ **社内規程**として明文化して、全ての労働者にその内容を知らせましょう。

実施に
向けた
検討事項

右のような項目
について、話し
合いましょう。

- ① ストレスチェックは誰に実施させるか
- ② ストレスチェックはいつ実施するか
- ③ どんな質問票を使ってストレスチェックを実施するか
- ④ どんな方法でストレスの高い人を選ぶか
- ⑤ 面接指導の申出は誰にすれば良いか
- ⑥ 面接指導は産業医又はどの医師に依頼して実施するか
- ⑦ 集団分析はどんな方法で行うか
- ⑧ ストレスチェックの結果は誰が・どこに保存するのか 等



「ストレスチェックって、どのように実施すればいいの？」とお悩みの方へ

厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム

をご活用いただくことで、簡単・便利に実施することができます。

厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム（無料ツール）とは？

- ストレスチェックの受検、結果出力、結果管理までを一括で実施できるプログラムです。厚生労働省ホームページから無料でダウンロードいただけます。

➡ <http://stresscheck.mhlw.go.jp/>

厚生労働省版ストレスチェック

検索



「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム」
ダウンロードサイト



- 本プログラムの利用に関する詳細やご不明点などは、専用のコールセンター（フリーダイヤル）にお問い合わせください。

【電話番号】 0120-65-3167（フリーダイヤル）

【受付日時】 10:00～17:00（土・日、祝日、12月29日～1月3日を除く）

▼ 他にも、事業者の皆さまにご利用いただける相談窓口があります。

ストレスチェック制度サポートダイヤル

- ストレスチェックに関わる方（産業医、保健師、事業者、衛生管理者、など）からの、ストレスチェック制度に関するお問い合わせ（事業場における実施方法、実施体制など）に、専門家がお答えします。

【電話番号】 0570-03-1050（通話料がかかります）

【受付日時】 10:00～17:00（土・日、祝日、12月29日～1月3日を除く）

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」

- ストレスチェック制度をはじめとする、メンタルヘルス対策全般の情報を掲載しています。

➡ <https://kokoro.mhlw.go.jp/>

こころの耳 検索